

## 『疑義照会・報告についての注意』

- ・疑義照会の受付時間は8:30～17:00となっております。(報告は随時FAXしてください。)
- ・疑義照会の際は専用用紙(様式1)と処方箋の患者氏名のみを消したものを併せてFAXしてください。  
FAX : 0957-74-5777
- ・17時以降の対応は翌日以降になる場合があります。(休診日は回答できません。)
- ・疑義照会の完了していない処方箋の調剤については、薬剤師法第24条に従ってください。

## A. 疑義照会不可のもの

No.	内容	疑義照会・報告方法
1	<p>同一成分名の先発医薬品(以下、先発品)への変更 ⇒ <b>銘柄変更不可のため疑義照会しないこと。</b> <b>漢方薬・局方品のメーカー変更依頼も不可。</b></p> <p>例: クリス錠(200)→クリシット錠(200) 変更不可 例: JPS葛根湯→ツムラ葛根湯 変更不可</p>	<p>問い合わせ不可。 報告もなし。</p>
2	<p>内服薬の剤形変更 ⇒ 後発医薬品(以下、GE薬)へ変更可能な処方箋の場合、その変更基準の範囲で可。 (保医発0305第12号平成24年3月5日「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」を参照のこと) <b>(先発品は変更不可のため疑義照会しないこと。)</b></p> <p>例: ベイスンOD錠(0.2)→ベイスン錠(0.2) 先発品のため変更不可</p>	<p>※後発医薬品への切り替えに関する内容は、報告不要です。</p> <p>但し、<b>お薬手帳にその内容を明記して下さい。</b></p>
3	<p>内服の別規格への変更 ⇒①先発品の場合、疑義照会にて対応。 (最小整数値になる変更の場合のみ)</p> <p>例: フェブリク(20) 0.5T → フェブリク(10) 1T 例: ムググルコ(250)2T→ムググルコ(500)1T</p> <p>※ <b>リクシアナ(60) 0.5T の別規格への変更は不可。</b> (本件については、疑義照会しないでください)</p> <p>⇒②GE薬へ変更可能な処方箋の場合、 その変更基準の範囲で可。 (保医発0305第12号平成24年3月5日「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」を参照のこと)</p> <p>※患者様に(薬効、安定性、価格等)説明、同意のうえ変更してください。</p>	<p>①の場合は専用用紙(様式1)に記入し、<b>薬剤課へFAXにて問い合わせください。</b></p> <p>※後発医薬品への切り替えに関する内容は、報告不要です。</p> <p>但し、<b>お薬手帳にその内容を明記して下さい。</b></p>
4	<p>簡易懸濁の指示があるものについて、 患者様側が粉砕を希望する場合。 ⇒粉砕には切り替えず、簡易懸濁法の説明を行ってください。</p> <p>参考書籍: 内服薬 経管投与ハンドブック(じほう)</p>	<p>調剤内容を<b>薬剤課へFAXにて報告してください。</b></p>
5	<p>一包化の指示があるものについて、 吸湿性などの問題があり、一包化できないものがある場合。 ⇒調剤薬局で判断し、対応してください。</p>	<p>一包化できないと判断した薬剤については<b>薬剤課へFAXにて報告してください。</b></p>
6	<p>一包化の指示があるものについて、 患者様側が一部もしくは全て薬剤の一包化を希望されない場合。 ⇒調剤薬局で判断し、対応してください。</p>	<p>指示通りの調剤ではない場合は内容を<b>薬剤課へFAXにて報告してください。</b></p>

## 『疑義照会・報告についての注意』

- ・疑義照会の受付時間は8:30～17:00となっております。(報告は随時FAXしてください。)  
疑義照会の際は専用用紙(様式1)と処方箋の患者氏名のみを消したものを併せてFAXしてください。  
FAX : 0957-74-5777
- ・17時以降の対応は翌日以降になる場合があります。(休診日は回答できません。)
- ・疑義照会の完了していない処方箋の調剤については、薬剤師法第24条に従ってください。

No.	内容	疑義照会・報告方法
7	診察時に診断のなかった薬剤の追加希望。 ⇒追加できません。再受診するよう伝えてください。	<b>疑義照会の要件に該当しないため問い合わせ不可。</b>  再受診時に申し出るよう患者様に伝えてください。

## B. 薬剤課を通じて疑義照会するもの

No.	内容	疑義照会・報告方法
1	残薬確認の上、調剤日数の調整または処方削除が必要。 ⇒ 疑義照会にて対応。  ※変更内容を <b>お薬手帳の当日分へ赤字にて記録</b> してください。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。  なお、病院の会計に変更が生じる可能性があることも伝えてください。
2	添付文書の記載と用法・用量が違う場合 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
3	服用指示が抜けている可能性がある場合。 ⇒ 疑義照会にて対応。  例: 隔日服用指示、漸減指示など	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
4	週1回または月1回服用する薬剤の処方日数に間違いの可能性がある場合 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
5	不要と思われるコメントの削除 ⇒ 疑義照会にて対応。  例: 処方中になく薬剤についての指示が記載されている。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
6	入力誤りが想定される用法用量・処方日数 ⇒ 疑義照会にて対応。  例: センノシド錠 2錠 分3 毎食後	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
7	一包化・簡易懸濁・粉碎の希望 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
8	外用薬で使用部位が必要な場合 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。
9	自己注射の使用単位数が不明の場合。 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、 <b>薬剤課</b> へFAXにて問い合わせください。

## 『疑義照会・報告についての注意』

- ・疑義照会の受付時間は8:30～17:00となっております。(報告は随時FAXしてください。)  
疑義照会の際は専用用紙(様式1)と処方箋の患者氏名のみを消したものを併せてFAXしてください。  
FAX : 0957-74-5777
- ・17時以降の対応は翌日以降になる場合があります。(休診日は回答できません。)
- ・疑義照会の完了していない処方箋の調剤については、薬剤師法第24条に従ってください。

## C. 医事課を通じて疑義照会するもの

No.	内容	疑義照会・報告方法
1	保険情報などの問い合わせ ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、医事課へFAXにて問い合わせください。
2	医師の処方印が抜けていた場合 ⇒ 疑義照会にて対応。	専用用紙(様式1)に記入し、医事課へFAXにて問い合わせください。  処方箋を持参の上、来院ください。 受付窓口で対応します。 受付時間は8:30～17:00です。 (休診日は対応できません。)

FAX : 0957-74-5777

(様式 1)

# 疑義照会・報告 (○で囲む)

照会年月日: 年 月 日

公立新小浜病院 御中

問い合わせ先	薬剂課・医事課 (○で囲む)		
保険薬局名	薬局TEL		
	薬局FAX		
照会薬剤師名	処方せん発行日	年	月 日
患者 ID 番号	外来診療科		
患者生年月日	処方医師名		
照会内容			

回答年月日 年 月 日

## 回答内容

1. 処方内容に変更はありません。そのままで調剤してください。
2. 下記の内容に処方の修正、変更をお願いいたします。

## 【注意事項】

・『疑義照会・報告についての注意』、『処方箋・医薬品の紛失、処方箋の有効期限などに関する対応』を確認し、ご対応をお願いします。

・疑義照会は必ず(様式 1)を用いて FAX でお願いします。

・疑義照会受付時間は、8:30~17:00です(休診日を除く)

## 『処方箋・医薬品の紛失、処方箋の有効期限などに関する対応』

- ・問い合わせ・報告は専用用紙(様式1)を使用し、医事課へFAXしてください。  
FAX : 0957-74-5777
- ・問い合わせの受付時間は8:30~17:00となっております。(報告は随時FAXしてください。)
- ・17時以降の対応は翌日以降になる場合があります。(休診日は回答できません。)

No.	内容	調剤薬局での対応
1	期限切れの処方箋による調剤を希望された場合	<p>問い合わせは不可です。</p> <p>該当する内容の報告をFAXにて行ってください。</p> <p>期限切れの処方箋は無効です。 有効期限の延長もお受けできませんので、 患者さんには期限切れの処方箋を持参の上、再受診するよう伝えてください。</p> <p>期限切れの処方箋が回収できない場合は、紛失同様の対応となるため、注意を促してください。</p>
2	処方箋を紛失したが調剤を希望された場合 (FAXを先に受けている場合も含む)	<p>再受診するよう伝えてください。</p> <p>該当する内容の報告をFAXにて行ってください。</p> <p>医療機関で処方せんを再発行してもらう場合は、保険適用されず、全額自己負担となります。</p>
3	患者様が一つの診療科において発行された複数枚ある処方箋の一部を紛失した時	<p>再来院するよう伝えてください。</p> <p>該当する内容の報告をFAXにて行ってください。</p> <p>紛失したと申し出のある部分以外を回収し、再発行した処方せんと交換します。</p>
4	患者様が薬を紛失したとき。	<p>再受診するよう伝えてください。</p> <p>該当する内容の報告をFAXにて行ってください。</p> <p>保険給付を受けた期間の処方箋再発行は自由診療での対応となり、薬も全額自費となります。</p>
5	その他	<p>該当する内容の問い合わせをFAXにて行ってください。</p> <p>処方せんの再発行・交換が必要な場合は 処方箋を持参の上、受付窓口へお越しください。 受付時間は8:30~17:00です。 (休診日は対応できません。)</p>